

CAN Japan COP30 報告会

公正な移行



気候ネットワーク中西航
12/18/2025



公正な移行とは

脱炭素社会への移行において、産業や雇用の移行による影響を踏まえ、経済や社会の安定を守りながらより良い社会を作っていくための考え方。

公正な移行に関する作業計画 *United Arab Emirates Just Transition Work Programme (JTWP)*

FCCC/PA/CMA/2023/L.14 13 December 2023

目的

- ・移行に伴う影響を緩和するためにエネルギー、社会経済、労働力、その他の側面を含み、そのすべてが、社会的保護を含むものでなければならない。
- ・社会的対話、社会的保護、労働権の承認に基づく。
- ・国際協力を通じて、パリ協定の目標達成に向けた公正な移行の実現を促す。

範囲

- ・権利とその義務を尊重する：人権、持続可能な環境、健康、先住民、地域コミュニティ、移民、子供、障害者、脆弱な立場の人々、開発の権利、ジェンダー、世代間公平
- ・公正な移行を促進するため、質の高い雇用の創出に加え、発展途上国に対しキャパシティ・ビルディング、気候資金、技術開発・移転を緊急に提供し、公正な移行の道筋に関する国際協力と支援を強化することの重要性を強調する。
- ・資金と技術移転に関しては、LDCs (least developed countries、後発開発途上国)においては、ニーズと状況を十分に考慮する。

これまでの流れ

COP27(シャルム・エル・シェイク)で「シャルム・エル・シェイク実施計画」が採択。その中で「公正な移行作業計画」の設立が決定。

COP28(UAE)
作業計画の範囲、目的等に合意。

COP29ではスコープ(実施範囲)や作業計画の具体性などについて議論。舵取りがうまくいかず合意できず、議論は6月の補助機関会合へ持ち越しとなつた。

SB62で非公式ノートが作られた。化石燃料からの脱却に関する文言のほか、公正な移行の実施のための新たな制度的枠組みを取り入れることなどもオプションとして残っていた。
また、この時からJTWPの議長が変わっている。

SB62の非公式ノートをCOP30交渉の基礎として議論をスタート。作業計画の「実施」に向けて残るオプションやこれまでの積み残しへの合意に焦点。

市民社会の要請



- 世界の公正な移行の実施ための「Belém Action Mechanism (BAM)」
(具体的・実行可能な成果、取り組み、アウトプットのためのメカニズム)
 - 共通だが差異のある責任に基づいて移行を主導する。
 - 知識及び技術サポート、ベストプラクティスの共有やヘルプデスクの機能を備え、さらに資金支援を動員する。
- 公正な移行の基本原則に合意する。
- 公正な移行における十分な資金調達を可能にする。
...など

COP30 ベレンでの最終合意



FCCC/PA/CMA/2025/L.14 22 November 2025



重要な決定事項

- **新たな制度的枠組みの設立が決定！** (決定文書パラグラフ25)
 - 「Just Transition Mechanism (公正な移行メカニズム)」の設置が決まった。
→ 市民社会の要求してきた「Belem Action Mechanism (BAM)」にあたる。
 - 国際協力や技術支援、知識共有、キャパシティビルディングなどを通じて公正な移行の実施を促すことを目指す。
 - 市民社会のエンゲージメントが実を結んだ大きな前進！

Paragraph 25. Decides to develop a just transition mechanism, ~

“Establish” という表現ではないが、メカニズムの立ち上げについて明記

COP30 ベレンでの最終合意



FCCC/PA/CMA/2025/L.14 22 November 2025



重要な決定事項

- 公正な移行の基本原則（決定文書パラグラフ12）
 - 権利や包摶に関する表現が包括的に多数含まれた 
 - 人権、労働権、先住民族およびアフリカ系住民の権利、ジェンダー平等、女性のエンパワーメント、教育、若者の育成などに明確に言及。

Paragraph 12. *Welcomes that ... (a)~(v).*

含まれたワードリスト: *human rights, labour rights, decent work/quality jobs, social dialogue, social protection, right to a clean, healthy and sustainable environment, right to health, right to development, rights of Indigenous Peoples (including FPIC, rights to self-determination, and acknowledge the rights and protections for Indigenous Peoples in voluntary isolation and initial contact), gender equality empowerment of women, education systems and skills development, intergenerational equity, broad and meaningful participation, Inclusion of: people of African descent, local communities, migrants, children, persons with disabilities, people in vulnerable situations, equity and CBDR-RC, the integrity of all ecosystems and the protection of biodiversity, Importance of locally-led adaptation*

COP30 ベレンでの最終合意



FCCC/PA/CMA/2025/L.14 22 November 2025



その他の決定事項

- 公正な移行における気候資金の動員に関する文言 (決定文書パラグラフ22)
 - 「途上国を支援するためには、特に途上国が公正かつ公平な方法で移行する中で、新規および追加的な補助金、または非常に低金利な金融および非債務手段を拡大することが依然として重要であることを確認する。」

Paragraph 22. Recalls that scaling up new and additional grant-based, highly concessional finance and non-debt instruments remains critical to supporting developing countries, particularly as they transition in a just and equitable manner;

COP30 ベレンでの最終合意



議論されたものの言及されなかったテーマ

- 化石燃料からの脱却に関する文言
 - 最終的に合意文書に盛り込まれなかった。
- 鉱物資源について
 - 最終的に合意文書に盛り込まれなかった。
- 貿易について
 - JTWP の文脈では「貿易」に関しては言及されなかった。
 - 一方で Global Mutirao(グローバルムチラオ決定)において「一方的な貿易に係る制限的措置(UTM)」については、2026年、2027年の対話と2028年におけるハイレベルイベントの開催が決定した。



合意までのプロセス



- 新たな制度的枠組み(公正な移行メカニズム)について
 - G77+Chinaなどの国は「新たな制度的枠組み」を取り入れることに賛成の意向を示していた。
 - イギリスやノルウェー、日本を含む主に先進国が、既存の手順を用いて作業計画を進めることを主張。EUはアクションプランを提案。
 - 新たな制度的枠組みが既存の手順と重複することなどを懸念。また、新たなメカニズムの創設には時間がかかることや、資金拠出に対する懸念も示していた。
 - これに対してG77+Chinaなどの国々は、キャパシティに差異があることを考慮すると既存の手順ではすべての国が同じように作業計画を進めることは出来ないと指摘したうえで、新しいメカニズムによる技術支援や国際協力の促進を提案
 - 最終的に公正な移行メカニズムの設立に合意した。

合意までのプロセス

- 鉱物資源について
 - 首脳会合でルラ大統領が重要鉱物についてスピーチで言及。
 - “We cannot discuss the energy transition without addressing critical minerals, which are essential for the production of batteries, solar panels and energy systems.”
 - JTWPではドラフトから何度も落ちたり入ったりを繰り返した。
 - 13日：記載なし 14日：記載あり 15日：記載なし 18日：記載あり
→しかし、最終的に含まれることはなかった。
 - LDCやEUなどが文言を求めたが、中国とロシアが反対していた。
 - 補足：現在、ロシアは重要鉱物の大規模生産計画があり、中国は主要精製国として市場で大きなシェアを占めている。
- 化石燃料からの脱却に関する文言
 - 島嶼国や途上国がサポートしたが、LMDCなどが文言に反対。
 - 先進国の歴史的責任、共通だが差異のある責任(CBDR)に言及。
 - 技術中立的なワーディングを求め、明確な記載を拒んだ。



これから

- 公正な移行メカニズムをCOP31で設立、COP32で運用化を目指す。
- 市民社会が要求する「Belem Action Mechanism (BAM)」の機能を盛り込めるか。
- 公正な移行における新たな制度的枠組みへの合意は、化石燃料からの脱却に向けた第一歩でもある。
- 公正な移行は本来、脱炭素化の恩恵が一部の層に偏らず社会全体に広く行き渡るように配慮し、気候変動対策の実施と社会的な公平性を両立させるための概念。

👉 化石燃料からの脱却には公正な移行が欠かせない！

公正な移行を動力源に、世界の脱炭素化が今後強化されることを期待！